

令和4年度第2回船橋市社会福祉審議会
 児童福祉専門分科会

保育所の設備基準（条例抜粋）

項目	条項	基準の概要
園児1人あたりの必要面積	第34条 【市基準】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室又はほふく室の面積 0歳、1歳 1人につき 4.95 m²以上 ・ 保育室及び遊戯室の面積 2歳以上 1人につき 3.0 m²以上 ・ 屋外遊技場の面積 2歳以上 1人につき 3.3 m²以上
	附則 第6条第1項 【県基準】	当分の間、第34条にかかわらず、次の基準によることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室又はほふく室の面積 0歳、1歳 1人につき 3.3 m²以上 ・ 保育室又は遊戯室の面積 2歳以上 1人につき 1.98 m²以上
職員の数	第36条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士の数 0歳 おおむね3人につき1人以上 1歳、2歳 おおむね6人につき1人以上 3歳 おおむね20人につき1人以上 4歳以上 おおむね30人につき1人以上 <p> ≪配置基準上の必要保育士数の計算方法≫ (4歳以上児数×1/30) (3歳児数×1/20) (1、2歳児数×1/6) (乳児数×1/3) </p> <p> } 必要従事者数 (小数点第1位を四捨五入) </p> <p> ※年齢別の各区分を小数点第1位まで求めた後(小数点第2位以下切捨て)、各年齢区分を合算し、小数点第1位を四捨五入する。 </p>

※「船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」

条例本則の基準（通称【市基準】）と条例附則の基準（通称【県基準】）の考え方について

本市においては、園児1人あたりに必要となる面積基準が、条例本則の基準（通称【市基準】）と条例附則の基準（通称【県基準】）の2つの基準があり、認可定員を設定する際に、どちらの基準を適用させるかによって、設定する定員に差が生じるものとなっております。

条例本則の【市基準】を原則としつつも、待機児童が多く発生している状況もあることから、当分の間は特例として附則の【県基準】を適用して認可・定員設定をできることとしています。

ただし、より多くの定員設定をするために【県基準】を使わなければならないということではなく、運営事業者が、原則の基準である【市基準】によって定員設定したいといった意向の場合には、【市基準】を用いることも可能です。